

**宮崎県フードビジネス相談記録システム構築及び運用保守業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

宮崎県フードビジネス相談記録システム構築及び運用保守業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県フードビジネス相談記録システム構築及び運用保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

3, 284, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

5 参加資格要件

以下の（1）～（7）の条件全てを満たす法人であること。

- （1）物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（令和5年宮崎県告示第120号）（以下「要綱」という。）第2条に規定する入札参加資格を有するもののうち、種目がサービス（役務の提供）に関する業種である者。
- （2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- （4）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （5）県税に未納がないこと。
- （6）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- （7）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和6年7月1日(月) |
| (2) 質問等受付期限 | 令和6年7月10日(水) 正午まで |
| (3) 参加申込受付期限 | 令和6年7月17日(水) 正午まで |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年7月26日(金) 正午まで |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和6年7月31日(水) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年8月2日(金) まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年7月10日(水) 正午まで

③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。)

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する(質問者名は公表しない)。

(2) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年7月17日(水) 正午まで

③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。)

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書(6部)

- ・ 書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入すること。

- ・ 審査基準書(別紙4)の項目の順番に従って作成すること。

イ 業務スケジュール(6部)

ウ 実施体制図(6部)

イ 法人の概要が分かる資料（6部）

- ・ 既存資料又は企画書への記載に代えることも可とする。

ウ 見積書及び見積明細書（6部）

- ・ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。（但し、運用保守に係る見積書は別途提出すること。）
- ・ 業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
※システム利用にあたり発生するライセンス料、利用料については、1人当たり、1月当たりの金額がわかるように記載すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 押印は1部のみで可。押印省略する場合は、担当者氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。

エ 参加資格要件に係る誓約書（1部）

- ・ 別紙3により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和6年7月26日（金）正午まで

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

- ・ 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された資料は返還しない。
- ・ 虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。
- ・ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- ・ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- ・ 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

(4) プレゼンテーション審査

日 時：令和6年7月31日（水）

場 所：オンライン（Teams）で実施

実施方法：提案者によるプレゼンテーション方式

時 間：各提案者、説明20分と質疑応答10分の計30分以内とする

審査項目：別添「審査基準書（別紙4）」のとおり

選定方法：県職員等で構成する審査委員会において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

そ の 他：

- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画書の受付順とする。時間については、別途通知する。
- ・ Web会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。
- ・ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

(5) 審査結果の通知

令和6年8月2日(金)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

なお、提案者は、通知日から7日以内(土・日・祝日を除く)に、自己の審査結果について情報提供を求めることができる。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、業務完了後の精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県総合政策部産業政策課企画推進担当(担当 芥川、湯浅)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7052
メールアドレス sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp
CC: akutagawa-rinta@pref.miyazaki.lg.jp